

ID: 30-1

担当部署: 財政課

<b>処分の概要</b>	権利の譲渡の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町公共物管理条例 第10条第1項		
<b>例規番号</b>	平成13年条例第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (権利の譲渡)</p> <p>第10条 第4条の許可に基づく権利は、町長の承認を受けなければ譲渡することができない。</p> <p>2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けたものは、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>	<p><b>【共通担当部署】</b></p> <p>財政課 建設水道課</p>		
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日